平成２７年（フ）第１１３３号
埼玉県戸田市笹目５丁目16番地の３　（シティーハイツ103号室）、旧住所茨城県つくば市片田84番地６
破産者　黒滝　　正
１　決定年月日　平成28年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３４号
埼玉県志木市柏町５丁目４番６号　ホワイトハウス　Ａ号
破産者　松永　憲治
１　決定年月日　平成28年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第４６号
埼玉県川口市桜町４丁目４番４―507号　コンフォール東鳩ヶ谷
破産者　平山　孝行
１　決定年月日　平成28年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第５１号
大阪府和泉市肥子町２丁目８番28―103号
破産者　細井　健兒
１　決定年月日　平成28年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１９９号
奈良県北葛城郡王寺町元町２丁目４番29―102号
破産者　清良井　章
１　決定年月日　平成28年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第２６３号
奈良県葛城市當麻92番地19
破産者　仲　　浩一
１　決定年月日　平成28年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第１１号
奈良県葛城市太田879番地２
破産者　森本　和人
１　決定年月日　平成28年５月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第２１６２号
札幌市白石区南郷通６丁目南５番９―405号
破産者　臼井　千春
１　決定年月日　平成28年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１５号
札幌市東区伏古11条４丁目４番18号
破産者　黒田　輝隆
１　決定年月日　平成28年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１１９９号
さいたま市南区文蔵２丁目３番３号　オロール南浦和201
破産者　常田　雄貴
１　決定年月日　平成28年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２０９号
埼玉県熊谷市銀座７丁目143番地　ローレルハイツ原口101
破産者　岩本　光代
１　決定年月日　平成28年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第２２３号
埼玉県深谷市東方町５丁目16番地１　コンフォート籠原701号
破産者　黒沢　隆幸
１　決定年月日　平成28年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第２４４号
埼玉県熊谷市銀座７丁目143番地　ローレルハイツ原口101
破産者　岩本　夏美
１　決定年月日　平成28年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第２７５号
埼玉県深谷市田中140番地１
破産者　今泉　　薫
１　決定年月日　平成28年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第３２５号
横浜市保土ケ谷区藤塚町15番６―101号、開始決定時の住所横浜市保土ケ谷区仏向町1422番地56
破産者　狩野　隆太（旧姓高田）
１　決定年月日　平成28年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３６４号
横浜市金沢区柴町343番地７　シーリア金沢文庫204
破産者　朝倉　雄也
１　決定年月日　平成28年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１６号
川崎市川崎区中島１丁目１番10―303号　ジュネス川崎、開始決定時の住所川崎市川崎区富士見２丁目４番２号　富士見ハウス101
破産者　天井三喜男
１　決定年月日　平成28年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第２６号
新潟市中央区東大通１丁目６番29号　共同ビル４Ｆ、前住所新潟県長岡市与板町東与板314番地５
破産者　食肉処理業山内組、串焼酒場のんべえこと　山内　良夫
１　決定年月日　平成28年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第５４号
新潟市北区すみれ野３丁目２番23号　オーディアスⅢ205号
破産者　平鍋　　崇
１　決定年月日　平成28年５月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部